

もろ さわ 両 澤 会 計 だ よ り

税理士法人 両 澤

代表税理士 小 林 政 昭 税理士 山 中 榮 登 税理士 竹 花 節 夫

編集発行人 事務長 両 澤 透

〒384-2202 長野県佐久市望月 285 番地 1

TEL : 0267 (53) 2400 FAX : 0267 (53) 5514

http://moro.zei-mu.jp e-mail : morosawa@sas.janis.or.jp



彼岸花

9月

2020 (令和2年)
長月 - SEPTEMBER -

21日・敬老の日
22日・秋分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

9月の税務と労務

国 税	8月分源泉所得税の納付	9月10日
国 税	7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	9月30日
国 税	1月決算法人の中間申告	9月30日
国 税	10月、1月、4月決算法人の消費税等の 中間申告 (年3回の場合)	9月30日



ワンポイント 新型コロナに伴う助成金の課税関係

国等からの助成金の課税関係は、その助成金の事実関係により異なります。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などは非課税とされますが、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などは事業所得や雑所得等として課税対象となります。

～人生100年時代に向けて～ NISA制度に 関する論点整理

令和2年度の税制改正によりNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の制度改正及び適用期限の延長が決まっています。しかし、同制度が経済成長に必要な資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援する土台になるには、普及率10%台前半と言われていることからすれば、まだまだ幅広く理解されていないようです。

そこで、令和2年度改正も盛り込んで、ポイントを整理してみます。

1 創設の趣旨と変化

NISAは、平成26年1月、証券優遇税制を廃止して配当・譲渡益の税率を10%から20%へ引き上げる際の激変緩和措置の役目も担い導入されました。そのような経緯から、時限立法として成立したため、制度内容が複雑となっています。

それまで、日本では個人資産を形成するには、銀行や郵便局に預けて利息を得ることが長く一般的でしたが、超低金利が続き、利息で資産を増やすことは難しくなり、国が新しい価値観として資産を「運用する」ことを勧めました。

そこで、資産運用に対するハードルを下げるため、個人投資家への税制優遇制度として考えられています。しかし、ここ数年来、制度の恒久化が検討されています。しかし、令和2年度税制改正でも、結論が出ず延長となったのが実情のようです。

2 NISAの種類

現在、NISAには、①成年を対象とした「（一般）NISA」、②積立投資に特化した「つみたてNISA」、そして③未成年を対象とした「ジュニアNISA」の3種類がありますが、ここでは、（一般）NISAについてみていきます。

3 取引できる金融商品

取引できる金融商品は、図表1のとおりです。

図表 1

●対象となる金融商品	●対象とならない金融商品
株式投資信託	非上場株式
国内株	預貯金
外国株	債権
国内ETF	公社債投資信託
海外ETF	MMF・MRF
ETN（上場投資証券）	eワラント
国内REIT（J-REIT）	上場株価指数先物
海外REIT	FX（外国為替証拠金取引）
新株予約権付社債（ワラント債）	金・プラチナ など

なお、対象となる金融商品はいくつかありますが、すべてが購入できるというわけではなく、口座を開設した金融機関によって購入できる商品が異なりますので、あらかじめ口座開設前に取扱金融商品を確認しておく必要があります。また、手数料も金融機関によって異なりますので、注意が必要です。

4 NISAのメリット

NISA口座において行う株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や売却益が非課税とされていることです。

例えば、100万円で購入した株を150万円で売却すると、売却益の50万円に対して、通常約20%の10万円ほどの所得税・住民税が課税されますが、これが非課税となります。

5 NISAのデメリット

一般の総合証券口座は複数所有することができますが、NISA口座は1人1口座に限定されています。これは、投資限度枠の120万円をわかりやすくすることが大きな理由です。ただし、1年単位で取扱金融機関を変更することができます。また、口座内で取引した損益は他の口座（特定・一般）との損益通算は、認められていません。

6 非課税投資枠の取扱い

非課税対象となる5年を迎えた場合には、次の3つの方法があります。

- ① 翌年の非課税投資枠に移すことでさらに5年間非課税対象とすることができます。これを「ロールオーバー」といいます。ロールオーバーには、上限金額の設定がないので、時価が120万円を超えている場合でも、移せます。
- ② 課税口座に移し、空いた非課税枠により有利と思

われる別の金融商品を設定します。

- ③ 非課税期間が終了する前に売却します。値上がり益を確定させ、翌年は新しい金融商品を設定します。

7 令和2年度税制改正におけるNISA制度の改正点

金融庁では、毎年の税制改正要望でNISAの恒久化を要求していましたが、令和2年度税制改正でも恒久化措置は執られず、延長とともに制度の見直しがされています。

(1) つみたてNISAは5年延長

少額からの長期・積立・分散投資を支援するため平成30年から導入された「つみたてNISA」は、制度が20年、非課税枠年40万円とされています。

そのため、平成30年に開始した方は最大で800万円の積み立てが可能です。令和元年から開始した方は760万円というように運用開始が遅くなればなるほど、全体の非課税枠が少なくなるという不公平感がありました。

改正では、令和5年まで20年の積立期間が確保され、当面、この問題は回避されましたが、今後の見直しに注意が必要です。

(2) 一般NISAから新NISAへ

現行の一般NISAが令和6年から2階建ての「新NISA」に衣替えして、口座開設可能期間が令和10年まで5年間延長されます(図表2)。

1階部分は非課税枠が年間20万円で、投資できる

商品はつみたてNISAと同じ商品となります。また、2階部分は非課税枠が年間102万円で、株式などに投資できます。

ただし、資産形成に不向きな一部の高リスク商品は制限されます。そして、利用するには1階部分の投資を行うことが原則とされています。

(3) ジュニアNISAは廃止

「ジュニアNISA」については利用者が少ないため、投資期間は延長されず、新規の未成年者口座の開設期間が令和5年をもって終了となります。

8 今後のNISA制度の行方

令和2年度税制改正における新NISAへの衣替えや、つみたてNISAの延長により、当面の不公平感は解消されましたが、根本的な問題解決には恒久化が必要となっています。

また、投資未経験者は、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資を始めるための一歩を踏み出せないケースが多い一方で、アンケート調査によると、世帯年収別にみても、資産形成のために投資の必要性を感じる人は3割～5割と低くはありません。

新NISAへ一本化するなど制度内容をわかりやすくするための検討もされているようなので、今後も適切なポートフォリオを構築していくことを支援する各種施策が利用者増加のカギとなります。

図表2 【NISA改正のイメージ】

金融庁資料より

	新・NISA (2024年から5年間)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで→令和10年(2028年)まで(5年間措置)	令和19年(2037年)まで→令和24年(2042年)まで(5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等(一部を除く) 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

令和3年3月新規高卒者採用選考開始期日等の変更

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国の高等学校で臨時休業期間があったことにより、新規高等学校卒業者の就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

このため、生徒の希望・適性にあった就職を実現し、ミスマッチによる早期離職を防止する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労

働省による検討会議が開催され、令和3年3月に高等学校を卒業する生徒の採用選考期日を変更することとされました。

- ① 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始…7月1日(変更なし)
- ② 学校から企業への生徒の応募書類提出開始…10月5日(変更前は9月5日)
※沖縄は9月30日(変更前は8月30日)
- ③ 企業による選考開始及び採用内定開始…10月16日(変更前は9月16日)。

自動車重量税は、主に自動車の重量によって課税される国税で、車検を受けて車検証の交付の際に、車検証の有効期間分の自動車重量税をまとめて支払います。

支払った自動車重量税は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて使用済自動車が適正に解体された場合、申請により車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されます。

還付の条件として、①解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書を運輸支局等に提出すると同時に還付申請書を提出したものであること及び②車検残存期間が1か月以上あることを満たす必要があります。

還付申請は、使用済自動車の最終所有者が、リサイクルのためにディーラーなどの引取業者へその使用済自動車を引き渡し、その後、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後に行います。

具体的には、「解体を事由とする永久抹消登録申請」又は「解体届出」の手続の際に、永久抹消登録申請書

又は解体届出書と一体となった様式の還付申請書に、還付申請に係る必要事項を記載の上、運輸支局等の窓口へ提出することによって行います。

これは、申請者の負担軽減の観点から、自動車の登録抹消手続と税の還付手続を一括して行うこととしているもので、還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、運輸支局等から所轄税務署に引き継がれます。

還付期間は、上記により引き継がれた還付申請書が、所轄税務署において、還付金の支払いを適正に行うための審査など、所要の手続の関係から、還付申請書の運輸支局等への窓口提出後、所轄税務署長により還付金が支払われるまでに概ね2か月半程度かかることが一般的ようです。



消費税の課税の対象

消費税の課税の対象となる取引は、「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等」であり、また、その性質上、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等も含まれます。

したがって、販売用の商品だけでなく事業に使用していた建物や機械・車両等の事業用資産の譲渡にも課税されます。

例えば、賃貸用や店舗用の建物を譲渡した場合にも、消費税の課税対象となります。

しかし、「事業者」であっても生活用資産の譲渡は、「事業として」行うものではないので消費税の課税の対象になることはありません。

そのため、事業者が居住している家屋を譲渡したとしても、その譲渡は「事業として」行うものではないことから、消費税の課税対象となりません。

非常用フリーズドライ食品の損金算入時期

近年、災害等が増えていることから、災害時に備え非常用食料品を用意する企業が増えています。なかでも、長期備蓄ができるフリーズドライは人気があるようです。

このフリーズドライ食品は、長期間の保存ができるものであっても、次の理由から、備蓄時に事業供用があったものとして、その時の費用の額（消耗品費）に算入できます。

- ① 食料品は、消耗品としての特性をもつものであること
- ② その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産や繰延資産などに含まれないこと
- ③ その食品が棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であっても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
- ④ 類似物品として、消火器の中味は取替え時の費用として取り扱っていること